

和歌山県立医科大学名誉教授会表彰の受賞候補者推薦に関する申し合わせ事項

(対象論文)

第1条 推薦の対象者は、対象論文の筆頭著者又は筆頭著者と同等の貢献をした旨論文に記載された第2著者とし、対象論文は学位主論文とする。

第2条 誌上発表されたものを原則とするが、電子媒体で発表された論文も対象となる。

第3条 出版の都合で、実際の発表年と論文の掲載年が異なる場合は、実際の発表年を優先する。応募の際はその旨を記載する。

第4条 和歌山県立医科大学を中心的な研究の場として発表されたものを原則とする。海外留学などによる成果や共同研究等で、相手先の役割が中心的なものは対象としない。

(応募)

第5条 応募する際は、次の項目に従って、和歌山県立医科大学学生課に送付する。用紙に規制を設けないが、A4無色が望ましい。(2007年応募からは、応募用紙はホームページからダウンロードで入手する。)

a) 応募論文(〇〇〇〇年和歌山県立医科大学名誉教授会表彰応募論文と明記)

b) 氏名、所属、学歴、現職、生年月日

c) 論文題名、掲載誌名、巻、号、頁、発行年度

d) 共著者全員の同意書

e) 内容抄録(800字以内)

f) 応募論文に関連した研究業績(国際学会の筆頭発表および論文)

g) 指導教授あるいは担当教員の推薦状(800字以内)。

h) 送付論文別冊は13編とする。コピーも可であるが、カラーなどについては申請者が最善と考える方法で部数を揃える。

第6条 応募期間は2月上旬から4月下旬とする。

(選考の方法)

第7条 和歌山県立医科大学大学院委員会で審議し推薦論文を決定し、和歌山県立医科大学名誉教授会に若干名を推薦する。

第8条 和歌山県立医科大学大学院委員会は必要に応じて、応募者に参考となる資料の提出を求める事ができる。

第9条 選考に当たっては、応募論文の指導教授は審議に参加できない。

附 則

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年2月11日から施行する。